

農業信用基金協会向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の監督に当たっての基本的考え方並びに地方支分部局（地方財務（支）局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所）、<u>地方農政局（以下「農政局」という。）</u>及び沖縄総合事務局。以下同じ。）及び都道府県の事務処理手続きについては以下のとおりとする。 なお、本省庁（<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>及び農林水産省経営局金融調整課）においても同様の取扱いを行うものとする。 I 基本的な考え方 3 監督指針の位置付け (1)・(2) (略) (3) 地方支分部局及び都道府県は、本監督指針に基づき基金協会の監督事務を実施するものとする。また、<u>金融庁銀行・証券監督局</u>及び農林水産省経営局の担当部署にあっても同様の取扱いとする。 その際、本監督指針が、基金協会の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることに鑑み、本監督指針の運用に当たっては、各基金協会の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。 II 基金協会監督上の評価項目 3 業務の適切性 3－3 不祥事件に対する監督上の対応	農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の監督に当たっての基本的考え方並びに地方支分部局（地方財務（支）局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所）、<u>地方農政局（北海道を含む。）</u>及び沖縄総合事務局。以下同じ。）及び都道府県の事務処理手続きについては以下のとおりとする。 なお、本省庁（<u>金融庁監督局総務課</u>及び農林水産省経営局金融調整課）においても同様の取扱いを行うものとする。 I 基本的な考え方 3 監督指針の位置付け (1)・(2) (略) (3) 地方支分部局及び都道府県は、本監督指針に基づき基金協会の監督事務を実施するものとする。また、<u>金融庁監督局</u>及び農林水産省経営局の担当部署にあっても同様の取扱いとする。 その際、本監督指針が、基金協会の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることに鑑み、本監督指針の運用に当たっては、各基金協会の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。 II 基金協会監督上の評価項目 3 業務の適切性 3－3 不祥事件に対する監督上の対応

改正後	現 行
基金協会において役職員に係る不祥事件が発覚し、農業信用基金協会の業務及び財産の状況の報告について（平成 19 年 3 月 30 日付け金監第 862 号及び 18 経営第 7746 号）に基づき、当該基金協会から不祥事件等報告書が提出された場合には、次の（1）及び（2）のとおり、厳正に取り扱うものとする。また、地方支分部局及び都道府県において不祥事件等報告書を受理したときは、「Ⅲの 9」に従い<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>及び農林水産省経営局長に対して進達するものとする。 (1)・(2) （略） (3) 不祥事件に対する措置 <u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>及び農林水産省経営局金融調整課は、不祥事件等報告書等の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、ヒアリングを実施するとともに、必要に応じ法第 55 条に基づき報告を求めるものとし、また、さらに重大な問題があると認められるときは、法第 56 条の 2 又は法第 57 条に基づく監督上の命令を発出するものとする。 なお、その場合には、「Ⅲの 7」に従い事務を行うものとする。 (4) （略）	基金協会において役職員に係る不祥事件が発覚し、農業信用基金協会の業務及び財産の状況の報告について（平成 19 年 3 月 30 日付け金監第 862 号及び 18 経営第 7746 号）に基づき、当該基金協会から不祥事件等報告書が提出された場合には、次の（1）及び（2）のとおり、厳正に取り扱うものとする。また、地方支分部局及び都道府県において不祥事件等報告書を受理したときは、「Ⅲの 9」に従い<u>金融庁監督局長</u>及び農林水産省経営局長に対して進達するものとする。 (1)・(2) （略） (3) 不祥事件に対する措置 <u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>及び農林水産省経営局金融調整課は、不祥事件等報告書等の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、ヒアリングを実施するとともに、必要に応じ法第 55 条に基づき報告を求めるものとし、また、さらに重大な問題があると認められるときは、法第 56 条の 2 又は法第 57 条に基づく監督上の命令を発出するものとする。 なお、その場合には、「Ⅲの 7」に従い事務を行うものとする。 (4) （略）
Ⅲ 基金協会の一般監督事務に係る留意事項 4 検査部局との連携 検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。 (1) 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、基金協会の現状等（注 1）についての説明を行う（注 2）ものとする。	Ⅲ 基金協会の一般監督事務に係る留意事項 4 検査部局との連携 検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。 (1) 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、基金協会の現状等（注 1）についての説明を行う（注 2）ものとする。

改 正 後	現 行
(注 1) (略) (注 2) 検査担当者へ説明する監督部局 基金協会に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。 イ～ニ (略) ホ <u>金融庁検査部局</u>の検査担当者に対する説明部局は、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u> (2) 検査結果の通知等について イ 監督部局は、原則として検査書（金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。）の交付日と同日付けで、基金協会に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策その他報告すべき事項をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を 1 か月程度以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 55 条の規定に基づき求めるものとする。 なお、検査が行われた場合、農林水産省にあつては、農政局経営・事業支援部経営支援課又は沖縄総合事務局農林水産部経営課が法第 55 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに農林水産省経営局金融調整課及び基金協会が所属する都道府県に通知するものとし、金融庁にあつては、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課が法第 55 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に進達するものとする。 ロ・ハ (略)	(注 1) (略) (注 2) 検査担当者へ説明する監督部局 基金協会に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。 イ～ニ (略) ホ <u>金融庁検査局</u>の検査担当者に対する説明部局は、<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u> (2) 検査結果の通知等について イ 監督部局は、原則として検査書（金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。）の交付日と同日付けで、基金協会に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策その他報告すべき事項をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を 1 か月程度以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 55 条の規定に基づき求めるものとする。 なお、検査が行われた場合、農林水産省にあつては、農政局経営・事業支援部経営支援課又は沖縄総合事務局農林水産部経営課が法第 55 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに農林水産省経営局金融調整課及び基金協会が所属する都道府県に通知するものとし、金融庁にあつては、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課が法第 55 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>に進達するものとする。 ロ・ハ (略)

改正後	現 行
ニ 農政局経営・事業支援部経営支援課又は沖縄総合事務局農林水産部経営課は農林水産省経営局金融調整課と、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>と、それぞれ十分な連携を図り、上記の事務を行うものとする。また、沖縄総合事務局農林水産部経営課における農林水産省大臣官房検査・監察部との連携については、沖縄総合事務局農林水産部農政課を、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課における<u>金融庁検査部局</u>との連携については、財務局理財部検査総括課及び沖縄総合事務局財務部検査課を、それぞれ通じて行うものとする。 7 行政処分に関する事項 7－3 意見交換制度 (1) (略) (2) このため、法第 55 条に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自基金協会に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した基金協会から、監督部局の幹部（注 1）と当該基金協会の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、監督部局が当該基金協会に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けるものとする。 （注 1）監督部局の幹部：<u>金融庁銀行・証券監督局</u>・農林水産省の	ニ 農政局経営・事業支援部経営支援課又は沖縄総合事務局農林水産部経営課は農林水産省経営局金融調整課と、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課は<u>金融庁監督局総務課協同組織金融室</u>と、それぞれ十分な連携を図り、上記の事務を行うものとする。また、沖縄総合事務局農林水産部経営課における農林水産省大臣官房検査・監察部との連携については、沖縄総合事務局農林水産部農政課を、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課における<u>金融庁検査局</u>との連携については、財務局理財部検査総括課及び沖縄総合事務局財務部検査課を、それぞれ通じて行うものとする。 7 行政処分に関する事項 7－3 意見交換制度 (1) (略) (2) このため、法第 55 条に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自基金協会に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した基金協会から、監督部局の幹部（注 1）と当該基金協会の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、監督部局が当該基金協会に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けるものとする。 （注 1）監督部局の幹部：<u>金融庁監督局</u>・農林水産省の担当課室長

改 正 後	現 行
担当課室長以上 (注2)(略) 7-4 都道府県知事が不利益処分等を行う場合の<u>金融庁銀行・証券監督局</u>(財務局を含む。)及び農林水産省(農政局を含む。)との連携 上記7-1(1)の不利益処分等をしようとする場合には、都道府県担当課は<u>金融庁銀行・証券監督局</u>(財務局を含む。)及び農林水産省経営局(農政局を含む。)担当課室との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 8 業務報告書等 法第55条の規定に基づく報告として、基金協会から業務報告書等の提出があった場合には、必要事項が記載されていることを確認の上、受理するものとし、受理した後は「Ⅲの9」に従い<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>及び農林水産省経営局長に対して送付するものとする。 9 書類の進達等 主務大臣に提出する書類については、所轄地方支分部局を経由して提出するものとし、地方支分部局においては、<u>金融庁銀行・証券監督局長</u>及び農林水産省経営局長へ進達するものとする。	以上 (注2)(略) 7-4 都道府県知事が不利益処分等を行う場合の<u>金融庁監督局</u>(財務局を含む。)及び農林水産省(農政局を含む。)との連携 上記7-1(1)の不利益処分等をしようとする場合には、都道府県担当課は<u>金融庁監督局</u>(財務局を含む。)及び農林水産省経営局(農政局を含む。)担当課室との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。 8 業務報告書等 法第55条の規定に基づく報告として、基金協会から業務報告書等の提出があった場合には、必要事項が記載されていることを確認の上、受理するものとし、受理した後は「Ⅲの9」に従い<u>金融庁監督局長</u>及び農林水産省経営局長に対して送付するものとする。 9 書類の進達等 主務大臣に提出する書類については、所轄地方支分部局を経由して提出するものとし、地方支分部局においては、<u>金融庁監督局長</u>及び農林水産省経営局長へ進達するものとする。

附 則

この通知の改正は、令和8年8月17日から適用する。